

## 肉用牛の事業細目

実施要領別紙 1 の第 1 の 2 の肉用牛の事業細目については、次のとおりとする。

### 第 1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

#### 1 地域固有系統の再構築等支援対策

##### (1) 近交係数の上昇抑制改良手法の検討

- ① 近交係数の上昇抑制改良手法の確立及び活用手法の検討をするため、専門的知見を有する学識者等で構成する検討委員会を開催する取組。
- ② ①の改良手法を確立するために必要なサンプルの収集、処理、分析等を行う取組。

##### (2) 地域固有系統の再構築

牛群の系統等を造成・再構築しようとする農業者集団が行う、検討会・研修会の開催、新たな系統分類手法を活用した遺伝資源等の実態調査、交配計画の作成・指導等の取組。

#### 2 多様な改良形質の活用推進

##### (1) 新たな改良形質の SNP 解析

遺伝的多様性を確保し、和牛改良基盤を強化するため、枝肉形質以外の新たな改良形質に着目したゲノミック評価を実施し、その結果を踏まえた繁殖雌牛の選抜を推進する取組。

#### 3 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策

##### (1) 産肉情報基盤の強化・活用

肉用牛の改良基盤の強化に必要な遺伝的能力評価を行うため、独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）の技術指導の下に行う、次の①から③までの取組。

###### ① 遺伝的能力評価情報の活用及び指導

肉用牛の遺伝的能力評価情報を活用した牛群の改良を推進するため、全国的な推進会議を開催するとともに、地域における指導活動を行う取組。

###### ② 産肉情報基盤の強化・活用

肉用牛産肉情報の効率的な収集、蓄積、分析を行い、その結果をデータ提供した生産者等へ提供するとともに、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する取組。

###### ③ 血統・登録情報基盤の強化・活用

血統・登録情報の効率的な収集、蓄積、分析を行い、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する取組。

##### (2) 新たな改良形質の検討・評価

- ① 「食味等」や「繁殖性」等、枝肉形質以外の形質等を含めた新たな評価手法を確立するため、専門的知見を有する学識者等で構成する検討委員会を開催する取組。

- ② 新たな改良形質を測定するために必要な機器の導入、①の評価手法を確立するために必要なサンプルの収集、処理、分析等を行う取組。
- (3) 肉用牛の出荷時期早期化対策
- ① 肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器を導入する取組。
  - ② 肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器の技術研修会を開催する取組。

## 第2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

### 1 対象となる品種等

本事業の対象となる畜種は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種とする。

### 2 地域固有系統の再構築等支援対策

(1) 第1の1の(1)の事業（近交係数の上昇抑制改良手法の検討）の要件は次に掲げるとおりとする。

① 事業の実施及び評価にあたっては、外部有識者に助言を求めること。

② 事業で収集、蓄積、分析した情報及びSNP分析のために抽出したDNAその他の収集した試料の取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。

(2) 第1の1の(2)の事業（地域固有系統の再構築）の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

① 事業の対象となる農業者集団が、次の要件を満たすこと。

ア 生産者（3戸以上）が構成員となっていること。

イ 地域の特色ある牛づくりや地域ブランド造りなど、和牛の育種改良に取り組む集団であること。

② 本事業の補助対象経費には、家畜購入費、受精卵導入費及び受精卵生産・移植費は含まれないものとする。

### 3 多様な改良形質の活用推進

(1) 第1の2の(1)の事業（新たな改良形質のSNP解析）の要件は次に掲げるとおりとし、事業報告書の提出の際には、別紙1様式第2号の4のその他の効果欄に、ゲノミック評価を実施した雌牛の選抜状況を記載すること。

① 対象牛を、次のいずれにも該当する牛に限ること。

ア 公益社団法人全国和牛登録協会が発行する子牛登記、若しくは血統証明をする雌牛、又は子牛登記検査を受検する予定の雌牛であること。

イ ゲノミック評価を実施する月齢が生後10ヶ月齢未満の雌牛であること。

② 事業実施主体がゲノミック評価を実施できること。

### 4 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策

(1) 第1の3の(1)の事業（産肉情報基盤の強化・活用）の要件は次に掲げるとおりとする。

① 事業実施主体は、本事業の成果を本事業に参加していない者に対して広く普及するための活動をすること。

② 遺伝的能力評価情報の対象とする肉用牛は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の2第1項の農林水産大臣の承認を受けた者（以下「登録団体」

という。) が行う登録又は登記の対象となる肉専用種であること。

- ③ 第1の3の(1)の①の地域における指導活動の対象は、和牛改良組合等が組織されるなど、集団的かつ継続的に改良に取り組むことが確実な地域であること。  
また、地域における指導活動の指導者は、事業実施期間中、遺伝的能力評価情報を活用した指導を継続して行うことができる者であること。
- ④ 事業で収集、蓄積、分析した情報及びSNP分析のために抽出したDNAその他の収集した試料の取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。

(2) 第1の3の(2)の事業（新たな改良形質の検討・評価）の要件は次に掲げるとおりとする。

第1の3の(2)で機器を導入した実証団体は、第3に定める事業評価報告書の提出期日後、引き続き新たな改良形質の評価を行い、第1の3の(2)で導入した機器により収集した測定値は、本機器の法定耐用年数が経過するまで改良センターに提供すること。

(3) 第1の3の(3)の事業（肉用牛の出荷時期早期化対策）の要件は次に掲げるとおりとする。

第3に定める事業評価報告書の提出期日後、第1の3の(3)の①で導入した機器を引き続き肥育牛の出荷時期の早期化のために利用すること。

### 第3 事業評価の提出期日

実施要領別紙1の第5の2に定める事業評価報告書の提出期日は下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
1 第1の1、2及び3の事業（次の2に掲げるものを除く。）	事業実施年度の翌年度の4月末まで 事業実施年度の3年後の4月末まで
2 第1の3の(2)のうち、新たな改良形質を測定するために必要な機器の導入した取組及び第1の3の(3)のうち①の事業	

注 第1の2の(2)及び(3)の事業により機器を導入した場合は、事業評価報告の提出期日までの間、経過を毎年度報告すること。

